

私たち「憲法をいかす福島県民の会」は、本日ここに第20回総会を開催し、2024年度活動方針や当面する活動などを確認しました。

私たち「憲法をいかす福島県民の会」は今、重大な局面を迎えています。本来、誰よりも憲法を遵守する責任を負う国会議員、とりわけ首相が、この間ずっと改憲を叫び立てるといふ異常事態が続いています。昨年臨時国会での憲法審査会の中心的な議題は、緊急事態における国会議員の任期延長でした。これまで野党による国会開催要求を散々無視してきた与党が、国会の重要性をここぞとばかり主張するなど、笑止千万、国民を愚弄するものです。このまま具体的条文案作成へとなだれ込むことは、決して許されません。

ロシア・ウクライナ戦争の戦火は、いまなお止んではいません。さらにはイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区に対する封鎖と攻撃が、日々多くの命を奪い、生活を破壊しています。私たちは、アメリカに追従するだけの日本政府にストップをかけ、憲法に基づく平和外交に努めるよう、強くはたらきかけなければなりません。

岸田政権によって、大軍拡路線や、日米韓にとどまらないNATO諸国なども巻き込んだ軍事一体化がすすんでいます。そして、辺野古新基地の建設が強行され、南西諸島の軍備が強化されています。これらは、憲法の平和主義と相容れないばかりか、沖縄県民の民意を踏みにじるものでしかありません。

また、地震が多発する日本における原発回帰の政策転換やALPS処理汚染水の海洋放出強行は、原発事故で大きな被害に苦しんだ福島県民だけでなく、全国民の生存権を侵害するものです。原発政策にとどまらず、安全保障政策の問題も、国民の議論を求めることなく、閣議決定を多用して決めていくやり方は、立憲主義・民主主義をないがしろにした政策決定手法です。私たちは、主権者として「NO!」という意思表示をしていかなければなりません。

今、私たちが取り組むべきことは、「平和憲法」の理念に立ち返って、絶対に戦争はさせないという強い意思表示をしていくことです。さらに、物価高のなか生活苦に陥る人、低賃金に甘んじる外国人、多様性に不寛容な社会の中で苦しむ人たちのことをも忘れずに、日本国憲法で保障された基本的人権、幸福追求権や平和的生存権、人間らしく生きるためのあらゆる権利を守り抜くための課題を直視し、政治を憲法の理念に合致させるための運動を推進することです。「日本国憲法をいかす」取り組みを強化することが、私たち「憲法をいかす福島県民の会」の重要な活動となります。私たちは、県内各地、各団体、職場からの学習及び運動を進め、一人でも多くの人が日本国憲法を「まもる」「いかす」、憲法の理念を具体化していくことを呼びかけます。

2024年2月10日

憲法をいかす福島県民の会 第20回総会